

## 東神楽町小型除雪機貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、冬期間における高齢者世帯等の間口雪除雪を地域住民で組織する団体等が行う場合に、町が所有する小型除雪機（以下「小型除雪機」という。）について、東神楽町財産及び契約に関する条例（平成16年条例第36号）第16条及び東神楽町物品規則（平成23年規則第10号。以下「規則」という。）第32条の規定により無償で貸出することにより、町民参加による高齢者世帯等への雪対策の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「高齢者世帯等」とは、東神楽町に住所を有し次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 介護保険法に基づく要介護状態が要支援以上又は満75歳以上の独居又は夫婦の高齢者世帯
- (2) 身体障害者福祉法に基づく3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護保険法に基づく要介護状態が要支援以上又は満75歳以上の者で構成されている世帯
- (3) 前各号に定める世帯のほか、町長が必要と認めた世帯

### (貸出の対象)

第3条 小型除雪機の貸出を受けることができる者は、行政区、町内会、又は町長が必要と認めた団体及び組織（以下「各団体」という。）とする。

### (貸出期間)

第4条 貸出実施期間は、概ね11月上旬から3月下旬までとする。

- 2 貸出期間は、原則、1週間以内又は1シーズンとする。

### (貸出台数)

第5条 小型除雪機の貸出台数は、各団体に原則1台とする。

### (周知・募集)

第6条 周知は、広報東神楽及び町ホームページなどにより行うものとする。

- 2 貸出期間が1シーズンの募集の期間は、9月下旬から10月下旬までとする。

### (貸出の申請)

第7条 小型除雪機の貸出を受けようとする各団体（以下「借受者」という。）は、貸出期間が1シーズンの場合は、募集期間内に、必要書類を添付し、小型除雪機貸出申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 貸出期間が1週間以内の場合は、借受者が町に貸出状況の確認を行い、作業開始日の3日前までに必要書類を添付し、小型除雪機貸出申請書（様式第1号）を町長

に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第8条 町長は、前条各号の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに小型除雪機の貸出しを決定し、小型除雪機貸出決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 貸出期間が1シーズンの貸出の申請が多数あり、借受者を選ぶ必要が生じた場合は、抽選により借受者を決定するものとする。

3 町長は、小型除雪機の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による小型除雪機の貸出の決定に条件を付すことができるものとする。

(貸出及び返却)

第9条 小型除雪機の貸出及び返却は、町が指定する場所及び日時において、借受者自らが貸出を受け、返却するものとする。

2 借受者は、小型除雪機を返却するときは、小型除雪機の異常の有無を確認するとともに、燃料を満タンにしたうえで返却しなければならない。

(保険への加入)

第10条 借受者は、貸出決定後速やかに、小型除雪機の操作に従事する者(以下「除雪従事者」という。)について、町長が指定するボランティア保険に加入しなければならない。

2 借受者は、ボランティア保険加入後速やかに、町長に対し、ボランティア保険登録票の写しを提出しなければならない。

(使用料等)

第11条 小型除雪機の使用料は無料とし、貸出に係るその他費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 小型除雪機の保守点検に要する費用は、町が負担する。

(2) 小型除雪機を使用する際の燃料代及び維持管理に要する費用は、借受者の負担とする。

(3) 除雪従事者に係るボランティア保険料は、借受者の負担とする。

(借受者の責務)

第12条 借受者は、小型除雪機を返却するまでの期間において、善良なる管理のもと、小型除雪機の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 申請した利用目的以外には使用しないこと。

(2) 使用上の注意を守り、安全に十分注意すること。

(3) 他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 営利目的に使用しないこと。

(貸出の取消)

第13条 町長は、貸出を行った小型除雪機を町が緊急に使用する必要が生じたとき、又は借受者が前条の規定に違反したときは、小型除雪機の貸出を取り消し、返却させることができる。

(損害賠償の責任)

第14条 借受者は、小型除雪機を安全に使用するとともに、盗難等を防止するために、適切な管理を行うものとする。

2 借受者は、小型除雪機の亡失、損傷又は故障が自らの責に帰すべき事由によるときは、自己の負担においてこれを補てんし、又は修理しなければならない。ただし、天災、その他借受者にその責がないと認められる場合は、この限りではない。

(使用中の事故等)

第15条 小型除雪機の使用により、借受者が被った損害、借受者が第三者に与えた損害、その他小型除雪機の使用中に発生した事故等については、借受者の責任とする。

2 前項の事故等については、原則借受者が加入する保険を適用する。ただし、借受者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

3 前項の事故等が発生した場合は、速やかにその内容を町長に報告しなければならない。

(安全管理)

第16条 借受者は、小型除雪機の使用に当たり、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 借受者は、安全管理の責任者として、作業責任者を選任する。

(2) 作業責任者は、小型除雪機の受け取りに立ち会い、基本操作及び安全管理についての説明を受ける。

(3) 作業責任者は、その他の作業を行う者に、小型除雪機の基本操作及び安全管理についての説明を行う。

(4) 作業は原則2名以上で行い、操作を行う者以外の者は、作業中に周囲の安全確認を行う。

(実績報告等)

第17条 借受者は、町長に対し、次の時期に使用実績報告書(様式第3号)及び除雪作業日誌(様式第4号)を提出しなければならない。

(1) 貸出期間が1週間以内の場合は、貸出終了後10日以内

(2) 貸出期間が1シーズンの場合は、使用月ごとの翌月10日以内及び貸出終了後10日以内

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度に限り、第6条第2項中、「9月下旬から10月下旬」を「11月1日から11月下旬」に読み替えるものとする。

3 当分の間、第7条第2項中、「抽選」を「選考」に読み替えるものとし、選考に係る基準は、町長が別に定める。